

訴 状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

同補佐人弁理士 ○ ○ ○ ○ 印

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇・・・・・・

原 告 ○〇〇〇〇〇株式会社

同代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇・・・・・・

〇〇法律事務所（送達場所）

電 話 03（〇〇〇〇）〇〇〇〇

F A X 03（〇〇〇〇）〇〇〇〇

原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇・・・・・・

〇〇特許事務所

電 話 03（〇〇〇〇）〇〇〇〇

F A X 03（〇〇〇〇）〇〇〇〇

原告補佐人弁理士 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇・・・・・・

被 告 株式会社〇〇〇〇〇〇

同代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

商標権侵害行為差止等請求事件

訴訟物の価格 ○○○○万○○○○円

ちょう用印紙額 ○○万○○○○円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、手帳、ノートに別紙被告標章目録記載の標章を付し、又は同標章を付した手帳、ノートを販売し、若しくは販売のために展示してはならない。
- 2 被告は、別紙被告標章目録記載の標章を付した手帳、ノートを廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、1100万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、文房具、筆記用具の製造、販売等を業とする株式会社である。
- (2) 被告は、事務用品の製造、販売等を業とする株式会社である。

2 商標権

原告は、別紙商標権目録記載の商標権（以下「原告商標権」という。また、原告商標権に係る商標を「原告商標」という。）を有する（甲1，2）。

3 被告の行為

- (1) 被告は、平成○年○月以降現在に至るまで、別紙被告標章目録記載の標章（以下「被告標章」という。）を付した手帳若しくはノート（以下、両者とも「被告商品」という。）を製造し、販売し、又は販売のために展示している（甲3，4の1～10）。

(2) 原告商標と被告標章との対比

ア 原告商標

(ア) 外観

原告商標の外観は、「東京地裁」及び「知的財産権部」の文字をそれぞれ上下二段に配して成る。上段に配された「東京地裁」は、「東」及び「地」は白抜きのポップ体の文字で、「京」及び「裁」は黒色のポップ体の文字で構成される。下段に配された「知的財産権部」は、「知」、「財」及び「権」は白抜きのポップ体の文字で、「的」、「産」及び「部」は黒色のポップ体の文字で構成される。

(イ) 称呼

原告商標は、「トウキョウチサイチテキザイサンケンブ」との称呼を生じる。

(ウ) 観念

原告商標は、東京地方裁判所のうち、知的財産権に係る事件を担当する部署との観念を生じる。

イ 被告標章

(ア) 外観

被告標章の外観は、「東京地裁」及び「知的財産権部」の文字をそれぞれ上下二段に配し、文字の周囲を二重線で長方形に囲われて成る。上段に配された「東京地裁」は、黒色の明朝体の文字で構成される。下段に配された「知的財産権部」は、黒色の明朝体の文字で構成される。

(イ) 称呼

被告標章は、「トウキョウチサイチテキザイサンケンブ」との称呼を生じる。

(ウ) 観念

被告標章は、東京地方裁判所のうち、知的財産権に係る事件を担当す

る部署との観念を生じる。

ウ 被告標章と原告商標との類似

被告標章と原告商標とは、称呼及び観念が同一であり、外観も類似している。

したがって、被告標章と原告商標とは類似する。

(3) 原告商標の指定商品と被告商品との対比

被告商品である手帳又はノートは、いずれも原告商標の指定商品である第○類の「文房具類」に含まれる。

(4) よって、被告による被告商品の製造、販売又は販売のための展示行為は、原告商標権を侵害する行為である(商標法37条1号、2条2項1号、2号)。

4 原告の損害

(1) 損害の発生

原告は、平成○年○月○日以降現在まで、原告商標を付した手帳を製造し、販売している(甲5)。

(2) 損害額(商標法38条2項)

被告は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間に、被告商品を少なくとも合計10万冊販売した(甲6の1~10、7の1~10)。

被告商品1冊当たりの被告の利益額は平均して100円であるから、被告は、被告商品の販売により合計1000万円の利益を得た。

そして、被告が被告商品の販売により得た利益額1000万円は、商標法38条2項により原告の損害額と推定される。

(3) 弁護士費用

原告は、本訴の遂行を原告訴訟代理人弁護士に委任した。このうち、被告による不法行為と相当因果関係のある弁護士費用額は100万円である。

(4) したがって、被告は、原告に対し、不法行為に基づく1100万円の損害賠償債務を負う。

5 よって、原告は、被告に対し、商標法36条1項、2項、37条1号に基づき、手帳、ノートに被告標章を付すこと、被告標章を付した手帳、ノートを販売し、又は販売のために展示することの差止め、及び被告商品の廃棄を求めるとともに、民法709条及び商標法38条2項に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの損害賠償として1100万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

証 拠 方 法

証拠説明書（1）記載のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証の写し	正本各1通 副本各1通
3	証拠説明書（1）	正本 1通 副本 1通
4	資格証明書	2通
5	委任状	1通
6	補佐人選任届	1通
7	訴額計算書	1通

(別紙)

商標権目録

登録番号 第〇〇〇〇〇〇〇号

出願日 平成〇年〇月〇日

登録日 平成△年△月△日

商標

東京地裁
知的財産権部

商品及び役務の区分

第〇類

指定商品

〇〇, △△, ××, . . . , 文房具類, . . .
.

(別紙)

被告標章目錄

東京地裁
知的財産権部